

仕 様 書

第1 業務名

波佐見町消防用設備点検業務

第2 業務場所

波佐見町内

第3 対象施設

委託点検施設一覧のとおりとする。

第4 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。(3年間契約)

第5 委託内容

- 1 消防法令に基づく消防設備の点検保守を行うこと。
- 2 点検回数は、委託点検施設一覧表のとおりとし、点検終了後、消防法に基づく報告書を作成し、本町の検収を受けなければならない。
- 3 委託期間中、当設備に異常が発生した場合は、速やかな措置を講じなければならない。
- 4 業務の全部及び主体部分を他に委託、又は請け負わせてはならない。

第6 対象経費

第5を達成するための必要な経費とし、点検等に係る機器費用、貴社社員の派遣費用等、一切の経費は入札額に含めること。

ただし、当方の責によるときは、この限りでない。

なお、委託契約期間において、貴社の責に帰すべき事由により、本町に損害を与えたときは、本町に対し当該損害を補償すること。

また、消費税は10%とする。

第7 入札等

上記期間(3年間)及び上記対象経費について、全体額を記載すること。また、第2に掲げる各施設の内訳書を必ず提出すること。(各年割としたとき、各施設が各年均等になるようにすること。)

第8 契約・支払方法

契約は、波佐見町長部局と波佐見町教育長部局で別葉とし、詳細については別途協議を行う。

また、請求書の発行は、施設毎、上半期、下半期に分けて行うこと。

なお、支払については、貴社の適法な請求書を受領後、30日以内に貴社指定の口座に振込を行う。

第9 その他

- 1 本町が独自に行う防火対象物防火訓練には協力すること。なお、上記に係り費用が発生する場合は、当入札額に含めること。
- 2 本仕様書に記載が無い事項については、必要に応じて協議の上定める。

委 託 点 検 施 設 一 覧

1 波佐見町長部局

施 設 名	年点検回数	消 防 設 備 等 の 種 類
波佐見町役場庁舎	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース8本）、非常電源設備、防排煙設備、消火器（15本）
教育委員会分室	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース4本）、非常電源設備、非常警報設備、避難設備、誘導灯、消火器（6本）
農村環境改善センター	2回	自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、消火器（12本）
勤労者福祉会館 （働く婦人の家）	2回	自動火災報知設備、非常警報設備、防排煙設備、誘導灯、消火器（13本）
陶芸の館	2回	自動火災報知設備、非常警報設備、防排煙設備、誘導灯、消火器（14本）
町営住宅折敷瀬団地	2回	消火器（7本）（1棟 12戸）
町営住宅山崎団地	2回	自動火災報知設備、消火器（37本）（7棟 60戸）
町営住宅鹿山団地	2回	非常警報設備、インターホン設備、消火器（39本） （7棟 70戸）
湯無田浄水場	2回	消火器（3本）
下水道中継ポンプ場	2回	誘導等設備、消火器（3本）
下水道中央浄化センター	2回	誘導等設備、消火器（11本）

2 波佐見町教育長部局

施 設 名	年点検回数	消 防 設 備 等 の 種 類
波佐見中学校	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース28本）、非常電源設備、防排煙設備、非常警報設備、避難器具、消火器（34本）
東小学校	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース24本）、非常電源設備、防排煙設備、消火器（30本）
中央小学校	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース32本）、非常電源設備、非常警報設備、防排煙設備、消火器（31本）
南小学校	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース26本）、非常電源設備、防排煙設備、誘導標識、避難器具、消火器（34本）
体育センター	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓設備（ホース12本）、自家発電設備、非常警報設備、防排煙設備、誘導標識、消火器（15本）
総合文化会館	2回	自動火災報知設備、屋内消火栓、自家発電設備、非常警報設備、防排煙設備、誘導灯、消火器（38本）
波佐見町講堂	2回	パッケージ型消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、消火器（14本）
学校給食センター	2回	自動火災報知設備、防火壁、防火扉（手動）、消火器（5本）
歴史文化交流館	2回	パッケージ型消火設備、誘導灯、自動火災報知設備、消火器（7本）

（注） 不明な点は過去の点検結果報告書等に対応します。